

八王子市難工事指定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事の適正かつ円滑な執行を図るため、難工事の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「難工事」とは、設計段階において、施工条件や工事を施工する場所の特性により、作業効率の著しい低下や、現場管理に特段の配慮を求められることが想定される工事であり、次条第1項の指定を受けたものをいう。

(難工事の指定)

第3条 難工事は、1件の予定価格が200万円を超える工事のうち工事担当課長が指定する。

2 前項の指定を行うときは「難工事判定表」を活用し、事前に品質管理担当課長の意見を徴した上で指定する。

(公告文等への記載)

第4条 難工事を発注する場合、一般競争入札にあっては公告文に、指名競争入札にあっては入札説明書に、随意契約にあっては見積依頼通知書に、それぞれ難工事として指定した工事であることを記載する。

(工事途中における難工事の指定の特例)

第5条 工事担当課長は、工事途中で難工事に相当する事象が発生した場合に「難工事判定表」を活用し、品質管理担当課長の意見を徴した上で、当該工事について難工事の指定をすることができる。この場合、工事担当課長は「難工事指定通知書」(第1号様式)により受注者に通知する。

(難工事受注者への優遇措置)

第6条 難工事を施工した結果、75点以上の工事成績評定点を取得した受注者に対して、以下の優遇措置を講じる。

(1) 工事成績評定の通知日から3年間、総合評価方式の工事の入札において、技術評価点の加点対象とする。

(2) 工事成績評定の通知日から1年間、等級区分の工事の入札において、直近上位の等級区分の工事の入札に参加することができる。

2 受注者が建設工事共同企業体の場合は、全ての構成員について優遇措置の対象とする。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年（2025 年）4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年（2025 年）9月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

難工事指定通知書

下記の工事について、八王子市難工事指定制度実施要綱第5条に基づき、難工事として指定するので通知します。

なお、下記の工事について、工事成績評定点75点以上を取得した場合には、工事成績評定の通知日から一定期間、八王子市難工事指定制度実施要綱第6条に基づく優遇措置の対象となります。

記

1 契約番号

2 工事件名

3 難工事指定の理由

難工事判定表

1 難工事指定理由

2 難工事評価項目（評価対象事項の「上記該当なし（通常の工事と同等の内容）」以外の小項目に一つ以上該当すること。）

大項目	小項目	該当	評価対象事項
(1) 施工場所	①周辺環境		中心市街地※で施工する工事であり、市民や近隣商業施設に対して配慮を要する。
			中心市街地※以外で施工する工事であり、市民や近隣商業施設に対して配慮を要する。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）
(2) 自然・社会条件	①湧水・地下埋設物・地下水の状況 （地歴や過去の工事実績等に基づき判断）		湧水や地下埋設物の発生、地下水の影響が想定され、作業効率が低下することが想定される。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）
	②地質・地盤の状況 （地歴や過去の工事実績等に基づき判断）		軟弱地盤や急傾斜地、岩盤等の硬質地盤で施工する工事であり、作業効率が低下することが想定される。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）
	③近接物への配慮		近接物（鉄道営業線や架空線、建築物等）に密接しており、近接物への配慮を要する。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）
	④作業スペース・搬入経路		搬入経路や作業スペースが狭隘であり、資機材の搬入及び資機材置き場の確保が困難である。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）
(3) 施工管理	①住民対応		住宅地域内での施工であり、振動・騒音・粉塵等に配慮を要する。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）
	②関係機関対応		関係行政機関や公益事業者、施設管理者等との調整が求められる。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）
	③他工事調整		競合する他工事業者との調整が必要である。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）
	④工程管理		施工可能な期間や時間に制約があり、作業効率が低下することが想定される。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）
(4) その他	①安全管理		危険作業（高所作業や夜間作業等）を含む工事や、交通量が多い場所等での施工であり、安全管理に配慮を要する。
			上記該当なし（通常の工事と同等の内容）

※中心市街地とは「八王子市中心市街地活性化基本計画」で指定する区域をいう。

3 品質管理担当課長所見

※「2難工事評価項目」について

特定の小項目のみ難易度が高い場合においても「1難工事指定理由」の内容に応じて難工事指定することができる。
難工事指定に当たっては、評価対象事項の「上記該当なし（通常の工事と同等の内容）」以外の小項目に一つ以上該当すること。